

玉野市立小・中学校の適正規模・適正配置について
(答 申)

令和5年 12 月 26 日

玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会

目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
1 学校教育の現状について ～ 教育委員会より ～	・・・・・・・・	2
(1) 令和の日本型学校教育について	・・・・・・・・	2
(2) 玉野市の目指す学校教育について	・・・・・・・・	3
2 玉野市立小・中学校の現状	・・・・・・・・	4
(1) これまでの児童生徒数の推移	・・・・・・・・	4
(2) 今後の児童生徒数の将来推計	・・・・・・・・	4
(3) 学校規模（規模別学校数）の現状と将来的な予測	・・・・・・・・	4
(4) 学級規模（1学級の児童生徒数）の現状	・・・・・・・・	6
(5) 通学区域の弾力化の運用状況	・・・・・・・・	7
3 学校規模の現状から考えられる課題	・・・・・・・・	8
4 玉野市における学校規模等の適正化の必要性	・・・・・・・・	12
5 玉野市の望ましい学校規模・配置の考え方	・・・・・・・・	13
(1) 適正規模化の方針と基本的な考え方	・・・・・・・・	13
(2) 玉野市が目指す学校規模	・・・・・・・・	14
6 学校規模・配置の適正化を図るための具体的な方策	・・・・・・・・	16
(1) 適正規模化の手段と基本的な考え方	・・・・・・・・	16
(2) 玉野市が取り得る方策	・・・・・・・・	16
(3) 適正配置の基本的な考え方	・・・・・・・・	17
(4) 具体案について	・・・・・・・・	18
7 学校規模等の適正化（統合等）に伴う留意点	・・・・・・・・	19
(1) 児童生徒にとっての環境変化への対応	・・・・・・・・	19
(2) 通学条件（通学距離・時間）への配慮	・・・・・・・・	19
(3) 通学路の安全確保に関する対応	・・・・・・・・	19
(4) 施設・設備面の充実	・・・・・・・・	20
(5) 教育予算の充実	・・・・・・・・	20
(6) 保護者への環境変化・経済的負担への配慮	・・・・・・・・	20
(7) 地域との関係の希薄化を防ぐ工夫	・・・・・・・・	20
(8) 地域の拠点機能の継承	・・・・・・・・	21
(9) 適正規模化の進め方	・・・・・・・・	21
(10) 少子化に対応した魅力ある教育の創造にむけて	・・・・・・・・	21
おわりに	・・・・・・・・	22

<資料編>

(1) 玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	23
(2) 玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会 委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	25
(3) 諮問書	・ ・ ・ ・ ・	26
(4) 玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会 検討経過	・ ・ ・ ・ ・	27
(5) 児童生徒数の推移	・ ・ ・ ・ ・	28
(6) 玉野市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果報告書	・ ・ ・ ・ ・	別冊

はじめに

我が国の人口は平成 20 年をピークに減少を続けており、平成 27 年には 75 歳以上人口が 0 ～14 歳人口を上回るなど、少子高齢化はより顕著になってきています。

この傾向は本市においても例外ではなく、特に児童生徒数は昭和 57 年度の 11,575 人から令和 5 年度では 3,431 人と、およそ 40 年間で 1/3 以下にまで減少しています。

このように児童生徒数が減少する中、小・中学校の数はピーク時の 23 校（分校含む）から 2 校減の 21 校という水準を維持しており、住民基本台帳を基にした推計によると、今後 20 年間のうちに小学校 14 校中 9 校で複式化、10 年間のうちに中学校 7 校中 5 校で 1 学年 1 学級化することが予測されています。

学校教育では、児童・生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し、切磋琢磨しながら児童・生徒一人ひとりが資質・能力を伸ばしていくことが重要であり、そのためには一定数以上の児童・生徒が在籍する学校規模が確保されることが求められています。

このような状況を踏まえ、令和 4 年 4 月に、玉野市教育委員会は、玉野市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の適正規模及び適正配置について検討し、子どもたちにとってよりよい学校教育環境を整備し、学校教育の質の維持及び向上に取り組むため、玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

検討委員会は、玉野市教育委員会から以下の事項について諮問を受け、令和 4 年 7 月の「第 1 回検討委員会」以来、9 回にわたって検討委員会を開催し、その間、検討委員会として、児童生徒や保護者、教職員、地域住民にアンケート調査を行うなど市立学校の実情や課題の把握に努めながら、慎重に議論を重ねてきました。

この度、これまでの議論や検討結果をもとに、玉野市立小・中学校の適正規模・適正配置についての考え方を取りまとめ、答申内容を決定いたしました。

学校の適正規模化を検討することは、これまでの教育環境を見直し、魅力ある学校づくりを進めるための絶好の機会であるとも言えます。答申の中には、魅力ある学校づくりを進める上で考慮いただきたいことも記させていただきました。

また、学校の適正規模化が進むことにより、地域も変わっていかなくてはならないと思います。まちづくりの視点からの意見も、附帯意見として記させていただきました。

市立学校の適正規模・適正配置は、玉野市教育委員会のみが考えて進めるものではありません。財政的な面においては、玉野市長においても、学校規模の適正化を単なる統合と捉えずに、これを機により良い教育環境及び教育条件を整備し、玉野市で魅力ある質の高い教育が受けられる学校づくりへと繋げていただくことを期待し、ここに答申いたします。

諮問事項

1. 玉野市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
2. 玉野市立小中学校の適正規模・適正配置の具体的方策について

令和 5 年 12 月 26 日

玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会

1 学校教育の現状について ～ 教育委員会より ～

(1) 令和の日本型学校教育について

「令和の日本型学校教育」では、急激に変化する時代の中で、子どもたちに育むべき資質・能力として、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要とされています。

そのため、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が不可欠です。

＜子どもたちに育むべき資質・能力＞

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

学習指導要領では、教師主導の指導から子どもの主体的な学びへの転換が重要視されています。一見、解決不可能な課題に対して、子ども達が「対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えるとともに、他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりを持って多様な人々と協働したりしていくこと」が求められます。そのためには、ある程度の集団規模の中で、多様な学習形態を取り入れた教育を可能にする規模が望まれます。

【学習指導要領より】

教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育ていくことを目指します。

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

◆「生きる力」学びの、その先へ 新しい時代を生き抜く力の育成

- ・学校で学んだことが、子どもたちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしい。
- ・これからの社会が、どんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を共に創っていきたい。

(2) 玉野市の目指す学校教育について

玉野市教育委員会では、国・県が策定した教育振興基本計画を踏まえ、令和5年度から令和8年度の4年間を対象期間とする「玉野市教育振興基本計画（総合計画分野別計画）」を策定しています。

この計画で掲げられている基本方針は、「希望をもって安心して子育てできるまち」、「心豊かな人生がおくれる文化が薫るまち」となっています。

この基本方針では、「子育て環境が多様化する中、結婚、妊娠、出産、子育て、仕事と育児の両立などに対する様々なサービスの充実や環境整備、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援を行うことで、子どもも大人もみんなが希望をもって暮らせるまちの実現」と、「グローバル化、デジタル化に対応した特色のある教育や、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育を推進することで、自分の将来に夢と責任を持ち、将来にわたって自己実現を目指すために必要な力を育む」という思いが込められています。

この方針に基づき、玉野市教育委員会は、様々な教育施策を推進していますが、中でも、学校教育に直接関係する施策として、次の2つの施策を重点的に取り組んでいます。

① 教育環境の充実

児童・生徒の学習や成長を支える安全・安心で快適な教育環境を整備します

② 学校教育の充実と地域人材の育成

郷土への誇りや愛着を持ち、夢や目標を持って社会を生き抜く子どもを育みます

また、玉野市教育委員会が目指す学校教育として、次のスローガンを掲げ、取り組みを推進しています。

豊かな心と確かな学力を身につけ、自分の夢に向かって歩む子どもの育成

たくましく！ まなで のびるたまのっ子

◆中学校区一貫教育の推進による教育活動

学力向上、キャリア教育を柱に、確かな学力の定着・規範意識の醸成・適切な社会性の育成のための系統的・計画的・継続的な教育を推進

◆特別支援教育・生徒指導支援の充実

インクルーシブ教育システムの理念をベースに個に応じた支援の充実や、生徒指導体制の充実、学校・家庭・関係機関等との連携強化による教育支援体制の推進

◆地域とともにある学校の実現

学校運営協議会設置によるコミュニティ・スクール組織と地域学校共同本部事業の一体的充実

2 玉野市立小・中学校の現状

(1) これまでの児童生徒数の推移

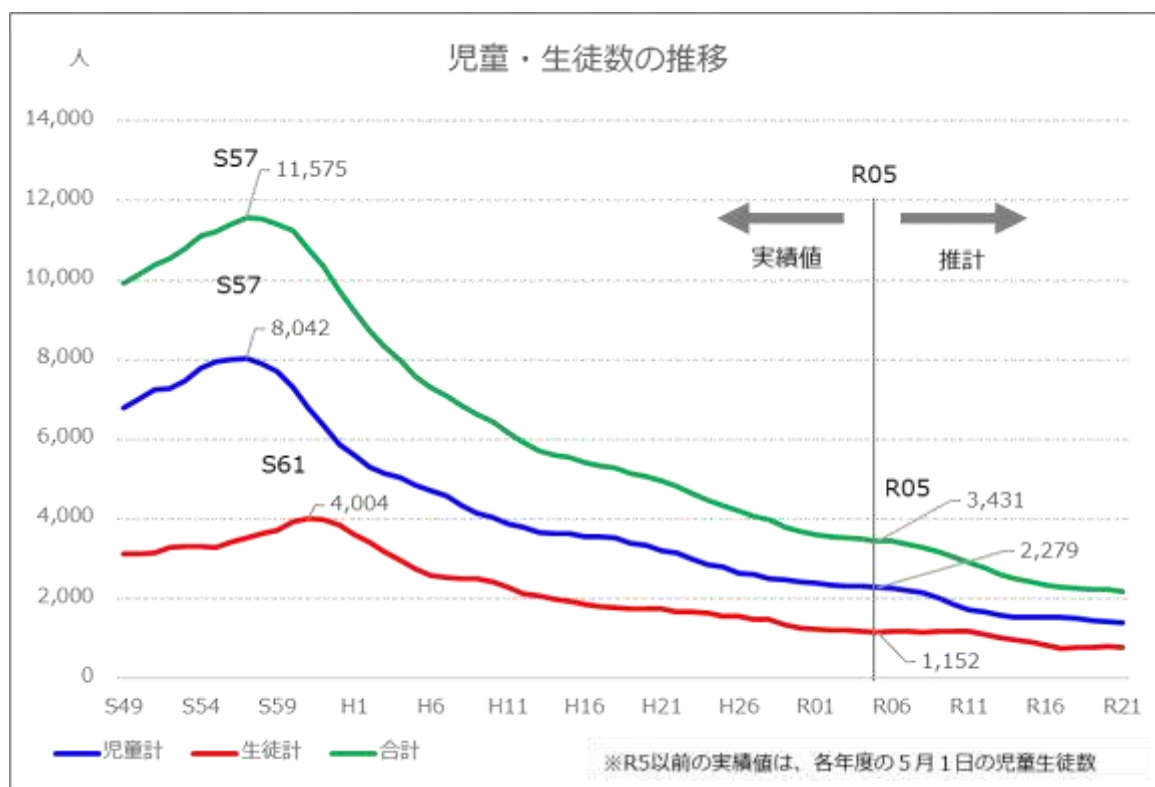
本市における小学校の児童数は、昭和57年度の8,042人をピークに減少を続け、令和5年度においては、2,279人となっており、およそ40年間で約72%減少しています。

中学校の生徒数は、昭和61年度の4,004人をピークに減少を続け、令和5年度においては、1,152人となっており、およそ40年間で約70%減少しています。

(2) 今後の児童生徒数の将来推計

玉野市教育委員会は、平成30年および令和5年の住民基本台帳（4月1日現在）に記載されている人口を元に、コーホート変化率法により、現在の小学校区ごとに将来の児童生徒数を推計しました。

その予測では、全体的に児童生徒数は減少が続き、20年後の令和25年度には、小学校では、1,300人を下回り、中学校では、800人を下回る見込みとなっています。



(3) 学校規模（規模別学校数）の現状と将来的な予測

本市の学校規模の現状と将来的な予測は、次頁の表のとおりです。

小学校では、現状、田井小学校と荘内小学校以外の12校が小規模校となっており、そのうち2校が5学級以下（複式学級が生じる規模）となっています。10年後の令和15年度には、14校中8校が複式学級が生じる規模となり、20年後の令和25年度には、14校中9校が複式学級が生じる規模となる見込みとなっています。

また、中学校では、現状、7校全てが小規模校で、そのうち2校が単学級（1学年1学級）となっています。10年後の令和15年度には、5校が単学級となり、その状況が20年後の令和25年度以降も続く見込みとなっています。

※児童生徒数に対する本来の学級数（住民基本台帳ベース、加配等による学級増は考慮しない。特別支援学級を除く）

	規模	学級数	令和5年度	令和15年度 (予測)	令和25年度 (予測)
小学校	小規模	～5 (複式)	後閑、鉾立	玉原、日比、 二日比、山田、 後閑、大崎、鉾立、 胸上	玉、玉原、日比、 二日比、山田、 後閑、大崎、鉾立、 胸上
		6	築港、宇野、玉、 玉原、日比、 二日比、山田、胸上 大崎、八浜	築港、宇野、玉、 八浜、	築港、宇野、八浜
		7～11	—	—	—
	適正規模	12～18	田井	田井	田井、荘内
	大規模	19～30	荘内	荘内	
中学校	小規模	3	日比、山田、東児	玉、日比、 山田、八浜、東児	玉、日比、 山田、八浜、東児
		4～11	宇野、玉、荘内、八 浜	宇野、荘内	宇野、荘内

(参考) 学校規模の基準

国や県の学校規模に関する基準

標準的な学校規模については、学校教育法施行規則第41条及び第79条において、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下を標準とする」とされています。

また、『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月 文部科学省）』によると、望ましい学級数の考え方として以下のとおり記載されています。

小学校	複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（全6学級以上）であることが必要となる。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（全校12学級以上）あることが望ましいものと考えられる。
中学校	全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となる。また免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいと考えられる。

(4) 学級規模（1学級の児童生徒数）の現状

本市の学級規模の現状としては、小学校14校中、田井小学校と荘内小学校を除く12校が単学級（1学年1学級）となっています。そのうち、完全複式学級となっている後閑小学校を除くと、11校計66学級のうち、1学級の児童数が、10人未満が6学級、10～19人が43学級、20～29人が11学級、30人～35人が6学級となっています。

また、中学校7校中、宇野中学校と荘内中学校は、1学年3学級以上となっていますが、玉中学校、日比中学校、八浜中学校は、単学級の学年も出現しており、山田中学校と東兎中学校は、単学級となっています。

（参考） 学級規模に関する基準

学級編制の基準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」という。）において、下表のとおり定められています。

また、岡山県の学級編制基準は、令和2年度までは、小学校1・2年生は1学級 35 人学級、小学校3年生以上は1学級 40 人としています。

一方、玉野市では、平成20年度から令和2年度まで、市独自で学級編制基準を小学校2年生から小学校6年生まで段階的に35人に引き下げ、市費負担教員を配置し、1学級35人以下となる施策を実施していました。（義務標準法の改正及び対象となる学校がなくなったことから令和2年度末で制度廃止）

【通常学級】

校種	学年	学級編制の標準（国）	学級編制の弾力的運用 （岡山県）	学級編制の基準 （玉野市）
小学校	1年	35人	35人	35人
	2年	35人	35人	35人
	3年	35人	35人	35人
	4年	35人	35人	35人
	5年	40人(～令和5年度) 35人(令和6年度～)	40人(～令和5年度) 35人(令和6年度～)	40人(～令和5年度) 35人(令和6年度～)
	6年	40人(～令和6年度) 35人(令和7年度～)	40人(～令和6年度) 35人(令和7年度～)	40人(～令和6年度) 35人(令和7年度～)
中学校	全学年	40人	40人	40人

【複式学級の基準】

校種	学級編制の標準
小学校	16人（1年生を含む場合は8人）
中学校	8人

(5) 通学区域の弾力化の運用状況

本市では、地理的条件や公共交通機関の状況等を考慮し、子どもたちの安全を第一に考えて、本市の実情にあった通学区域の弾力化を実施しています。その中で、「集団教育」、「部活動」を理由とした運用は、以下のとおりです。

※令和5年11月1日現在

部活動	中学校：5人
集団教育	小学校：14人
	中学校：17人

3 学校規模の現状から考えられる課題

「令和の日本型学校教育」では、急激に変化する時代の中で、子どもたちに育むべき資質・能力として、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要とされています。

そのため、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が不可欠です。

第2章でみてきたように、玉野市の現状は、将来の児童生徒数増加が大きく見込まれる学校はなく、多くの学校が減少傾向で推移すると見込まれています。また、1学級の児童生徒数の実態からも、小学校14校のうち12校が単学級（うち1校は完全複式学級）であり、単学級の7割となる49学級の児童が、小学校6年間で19人以下（そのうち6学級の児童は9人以下）という限定された他者との関わりの中で過ごしています。

昨今は、GIGAスクール構想の実現により、オンラインによる他校との合同授業や行事等多様な他者との関わりは可能になっていますが、教育委員会によると、授業時間年間850～1,015時間のうちの数時間であり、6年間で考えるとわずかな時数です。上記の資質・能力育成のためには、6年間の日々の積み重ねが重要です。

学校の小規模化は、小規模校特有のメリットもある一方で、様々な面でデメリットを生み出すことも懸念されます。そこで本検討委員会では、地区説明会やアンケート結果、学校視察による実態把握、意見収集などをもとに、玉野市の学校の現状を踏まえ、そこで生じている課題、生かしたい長所など、学校、子ども、地域に対する思いなどをそれぞれの立場から自由に出し合い共有することからはじめました。

検討委員会の協議の中では、以下のような意見がありました。

<小学校・中学校共通>

- ・ 子ども一人ひとりの成長を考えると、人との関わりというのは、将来にわたって大事なポイントになる。教育の基本に立ち返ると、少人数よりは、ある程度の人数がいた方が、子どもたちの将来にとって良いのではないかと。
- ・ 子どもたちは、多様な価値、考え方に触れる機会がある方が成長できるし、そういう環境づくりが必要と感じる。
- ・ 多くの出会いの可能性があった方が、自ら学ぶ力、やる気につながる。
- ・ 人と関わる中で、非認知能力も含めて学びが深まっていくため、一定数の学校規模が必要である。
- ・ 自分の将来のことについて、いろいろな意見が聞ける環境を作ってあげたい。ある程度の規模の学校であれば、友達の意見も先生の意見も多種多様な意見を聞くことができる。
- ・ これからの時代に必要な能力や社会性など、集団の中でどう生きていくかという力をつけていくには、人との関わりが大切なのではないかと。
- ・ ある程度の規模で、教職員の学年団があるからこそできる指導の丁寧さやきめ細やかさがある。1対1でやるきめ細やかさはあるかもしれないが、多様な子どもたちの個性

ということを考えたら、複数の目で見て複数の評価をしたり、いろいろな支援ができた可能性が広がるということがむしろ「きめ細やかだ」とか「丁寧だ」とかになるのではないか。

- 多くの学校が維持されると、それだけ修繕費、維持費がかかるので、命の危険が迫るような状況でないと修繕してもらえないという声を耳にした。人数に見合った学校の数を検討していくことが大切である。

<小学校>

- 友達との関係が上手くいかなかった子どものため、クラスの数に1学年2学級以上あればよいと思う。
- 子どもたちは子どもたちの中での人間関係、子どもたち同士の関わりの中で成長していく。例えば、小学校6年間でクラス替えがなく、6年間同じ集団となると、人間関係が固定化してしまったり、仲のいい友達ができなかったりしたときに、小規模校は逃げ場がない。人数が少ないと人間関係で行き詰まると本当に学校生活が苦しい。うまくいっているときはすごくいい環境かもしれないが、一度かみ合わなくなると、6年間が非常につらいものになる。
- 1学年1学級の小学校は、アットホームでいいという思いはあるけれど、将来を見据えて、これから子どもが減ることを考えると、統合が必要になってくるのではないかな。どこに住んでいても同じような教育が受けられるのがよい。
- 小規模校では、一人一人の学習については、指導しやすいということもあると思うが、多様な考えに触れる、社会の集団ルールを一つ一つ学んでいくのが本来小学校の基礎である。
- 特別指定小規模小学校選択制のような制度を玉野市も取り入れたらいいのではないかな。
- 複式学級がよいというエビデンスがある。複式学級を解消しようということが大前提なのは問題がある。複式学級がダメだという進め方はよくないと思う。

<中学校>

- 中学校では、全教科の教員を配置するためには1学年3学級以上ないと難しい。
- 中学校は、部活も限られている。また中学校となると、いろんな人と関わらないといけない、切磋琢磨していかないといけないという意味で最初の段階であると思う。特に中学校の適正規模化は、急ぐ必要があると感じる。

<学校運営面（教員配置など）>

- 今の子どもたちの考えや個性は本当に多様だ。それを複数の目で、様々な角度から支援できる教員の体制というのが本当に必要と思う。人数計算ではなく、様々な個性のある子どもに対して多様な支援ができるという面で、適正規模での教員配置が必要ではないか。
- 例えば1学年1学級の学校は、先生が何かの理由で欠員したときに、その穴埋めをする先生をなかなか充てられないという現実がある。逆に大規模校では、たくさんの先生がいて、担任のクラス以外に教えるクラスを変える試みをしていることを聞いた。クラス数が多いということは先生たちにとってメリットがある。例えば今日は休みたいという日に気軽に休むことができる。先生の精神的な面での健康を考えると、ある程度の学級があって、先生の数が確保できないと、先生の心の健康などが保てないのではないかな。

それが子どもたちの教育にも何か差し支えがあるかもしれないと感じた。子どもたちのことを一番に考えないといけないと思うが、先生の健康面についても考えていく必要があると思った。

- ・ 教員不足が深刻な問題となっている。子どもたちを任せるには、ある程度の学校規模にしておかないといけないと思った。
- ・ 教員不足が問題となっている中で、志の高い先生が、子どもたちの人数や学校の配置のことで、思っている教育ができない環境が増えていくと、先生のなり手が減っていくのではないかと感じた。
- ・ 人数が少ない方が基本的に教えやすいし、学ぶ環境としてはよいと思う。大人数だと先生の目が行き届かない。

＜その他＞

- ・ 玉野市の全国学力学習状況調査の結果が全国的に見て低い。子どもの人数が少なく、切磋琢磨しないからそれが表れているのか。学力が低いのは、本当に人数が少ないからなのか。
- ・ 教員不足の問題を統廃合で解決するのは、方法が違うのではないかと。先生が足りないのであれば、大学でちゃんと先生を養成していけばよい話である。
- ・ 地域は衰退して地域がなくなるから統廃合は反対だという意見もあるが、子どもたちのために学校がどうあればよいか、地域も今後の在り方を検討していかなければいけないと思う。
- ・ みんな玉野の子なのだから、玉野の子がより良くなるため、大人でみんなで話し合っていけば良いのではないかと。〇〇の地区の子だからとか、△△の地区の子だからではなく、みんな玉野の子として育っていく環境になればいいなと願っている。

委員から出た意見の全てを挙げることはできませんが、大きな傾向として、小規模化する現状に対する問題意識は共通しています。

また、市全体の人口減少や学校の小規模化に起因する受身的・消極的な学校再編ではなく、この変化を、魅力あるまちづくりや学校づくりをすすめる好機として捉えるべきだとの思いがあります。

当然のことながら、様々な立場で、それぞれに考える「適正」や望ましい教育の姿があります。立ち返るところは、子どものことを第一に考えることであり、それぞれの立場を尊重しつつ、合意形成を図っていくことが重要だと考えます。

（参考） 小規模校のメリット・デメリット

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（H27.1 文部科学省）によると、小規模校のメリット・デメリットは、以下のとおり記載されている。

《メリット》

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。

- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ＩＣＴ機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

《デメリット》

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる。
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある。
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

4 玉野市における学校規模等の適正化の必要性

検討にあたっては、「玉野市の子どもたちにとって、よりよい教育環境とするためには」ということを最優先に議論しました。

先述のとおり、多くの学校で小規模化が進み、小学校においては、田井小学校と荘内小学校以外は単学級あるいは複式学級の学校へ、中学校においては、宇野中学校と荘内中学校以外は単学級の学校になる見込みなど、様々な教育活動が制限されるなどの学校規模による課題が現れてくることが予想されます。

これからの学校教育は、多様性を重視した教育、協働的な学びを通し、多様な他者と関わる中で、新しい時代を生き抜くために必要な思考力・判断力・表現力・人間性等の資質・能力を育成する環境が必要です。

小規模校・少人数指導の良さもありますが、特に複式学級が生じるほどの極小規模校については、小規模校の良さよりも課題の方が大きくなってくると考えられます。すべての子どもたちにとって、平等に質の高い学校教育を行うためには、すべての学校が教育効果を発揮できるようにすることが必要です。

以上の点を総合的に考え、「学校規模の適正化は必要である」という方向で考えました。

5 玉野市の望ましい学校規模・配置の考え方

(1) 適正規模化の方針と基本的な考え方

学校規模の適正化は、大規模校、小規模校のそれぞれの適正化を考える必要がありますが、大規模な荘内小学校、荘内中学校においても、児童生徒数は減少傾向であることから、現時点においては、分割を検討しなければならないほどの見通しではないため、本委員会では、小規模校の適正規模化を議論の中心としました。

適正な学校規模の基準を議論する中で、各種法令や、文部科学省の提示する小規模校のメリット・デメリット（「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（H27.1 文部科学省）、玉野市内のさまざまな規模の学校視察による実態把握、教育に携わる人の考えや経験なども踏まえつつ、各委員の意見を項目別に以下の表にまとめました。

項目	メリット	デメリット
学習指導	○個の理解度や達成度に応じたきめ細やかな学習指導が可能になる。 ○一人ひとりが活躍する場（行事や体験学習等）が得やすい。 ○施設設備のゆとりを持った利用が可能である。	●グループ討議や習熟度別などの学習形態、体育の団体競技や音楽など、一定の人数を前提とした学習活動に制限がある。 注1) ●中学校の場合、部活動は団体競技等が困難で、子どもに十分な選択肢を用意することができない。 注2) ●複数の教員による、子どもたちの多面的な見取り・評価が困難である。そのため、多様な個性を持った子どもに対して、複数の目による多様な支援・指導に制限がある。
生徒指導・学校生活	○教職員が全児童生徒の顔と名前がわかる環境で、一人ひとりの目が行き届きやすい。（保護者や地域も、子どもの顔と名前がわかる関係） ○学年を超えて活動することが多いため、他学年とのつながりが深まりやすく、モデルとなる先輩像から学ぶことができる。	●人間関係が固定化される可能性があり新たな人間関係を形成しにくい。いじめや不登校など人間関係に起因する問題が生じた場合、クラス替えによる環境改善の機会が得られず、逃げ場がなくなる。 ●高校入学後に、大規模集団への適応が困難になる可能性がある。 ●学年別人数や男女比の著しい偏りなど、学習や成長に支障を来しかねない事態を防げない。
学校経営	○家庭や地域の支援協力が得やすい。学校、家庭、地域が一体となって伝統行事等に関わる体制が作りやすい。 ○教職員の共通理解が得やすい。	●教職員の校務分掌の負担が増え、多忙化が促進される。その結果、子どもに接する時間や教材研究の時間が制限される。 ●教職員数が少ないため、学年・学級経営や教科経営等において教員相互の連携や相談・支援、学び合いが困難になる。

教員の力量 形成		●教職員数が少ないため、研修等で教員が学校を離れる場合、代わりの指導者がいない状況になる。（研修機会の制限） ●特に中学校の場合、専門以外の教科・分野も担当せざるを得ない状況が生じ、専門性を発揮した指導を行いにくい。（専門性の高い教師から学ぶことができない） ●複式学級の場合、教員には特別な指導技術が求められるが、複式指導に長けた教員を常に確保できるとは限らない。
-------------	--	---

注1) 児童生徒アンケート結果からも「学校でよいと感じること」について、「班やグループなど、いろいろな方法で授業を受けることができる」は最上位である。

注2) 児童生徒アンケート結果からも、部活動を望む声が多く出されている。

(2) 玉野市が目指す学校規模

前述の内容を踏まえ、学習指導要領の着実な実現、非認知能力の育成、教員数の確保と質の向上、クラス替えができる規模の確保（複式学級は回避、解消）を基本的な考え方とし、以下のように玉野市の望ましい学校規模等を考えました。

① 学校規模（特別支援学級を除く学級数）

「学校の小規模化が進む玉野市の実情を踏まえた上で望ましいと考える学校規模」として、以下のように考えます。

校種	適正規模
小学校	12 学級以上（1 学年 2 学級以上）
中学校	9 学級以上（1 学年 3 学級以上）

中学校の場合、すべての教科について他校兼務や免許外指導を解消するなど、教員配置の観点から、1 学年 3 学級以上が望ましいとしました。

ただし、学校規模や人間関係の変化によって生じる子どもの戸惑いや困難に対しては十分に配慮し、個に応じて適切かつ丁寧に対応する体制を求めます。

また今後、児童生徒数の減少が続いた場合、学校再編を行ったとしても、「望ましい学校規模」の維持が困難になる学校が出てくる可能性があります。その場合も、複式学級にならない程度の人数になるよう、適切な時期に学校規模の適正化の検討を始めることが必要と考えます。

② 学級規模（1 学級の人数）

1 学級あたりの児童生徒数については、現状の学級編制基準である 35 人又は 40 人よりも少ない人数が望ましいと考える意見が多くありました。児童生徒が多様な考えを交流しながら、課題解決を目指す協働的な学びの実現には、学校全体では、一定数の規模を確保しながらも、1 学級あたり 25 人～30 人程度が望ましいと考えます。国や県の学級編制基準とは別に玉野市独自の施策として、30 人以下学級の実現を求めます。

- ③ 現時点で複式学級化している学校及び5年以内に複式学級化が見込まれる学校について
現時点で、複式学級となっている学校及び5年以内に複式学級となることが見込まれる
学校については、速やかに学校規模の適正化を進める必要があります。

6 学校規模・配置の適正化を図るための具体的な方策

(1) 適正規模化の手段と基本的な考え方

適正規模の範囲に近づけるための手段としては、適正規模の範囲を下回る小規模校の場合、「通学区域の見直し」、「統合」、「学校選択制」が考えられます。

① 通学区域の見直し（学区の変更）

小規模な学校と隣接する学校の通学区域を一部変更することで学校規模の適正化を図る手段で、小規模校と大規模校が隣接している場合には、有効な方法であるが、小規模校同士または小規模校と適正規模校の間では適正化を実現できない可能性があります。また、同じ学校に入学した児童生徒が通学区域の見直しによって途中から異なる学校に通学することも想定されることから児童生徒の心理的な負担が懸念されます。

② 統合

小規模な学校を隣接する学校と統合することで学校規模の適正化を図る手段で、小規模校同士の統合や小規模と適正規模校との統合など様々な形で適正化を実現することができ

ます。

一方で、規模が大きく異なる学校同士を統合する場合には、規模が小さい学校において「吸収される」という意識が芽生えるなど児童生徒の心理的な負担が懸念されるほか、統合後の学校の位置や校名、校歌や制服等の検討及び施設整備の必要性が生じるため、実現までに時間を要するといった課題が考えられます。

③ 学校選択制の部分的導入（小規模特認校制度）

小規模な学校について、通学区域に関わらず、どの地域からでも就学可能にすることで学校規模の適正化を図る手段であり、幅広く児童生徒を募ることにより学校規模を一定程度改善することはできるが、小規模校の良さを活かした特色ある教育内容によって幅広い地域から児童生徒を集める制度であることから、山間部や島しょ部等で小規模校を存続せざるを得ない状況において有効な方策と考えられますが、学校規模を適正化するための有効な手段とは考え難いと思われます。

(2) 玉野市が取り得る方策

「（１）適正規模化の手段と基本的な考え方」に掲げた３つの手段を検討しました。玉野市の小・中学校の実情を踏まえると、玉野市として実際に取り組む方策としては、②「統合」が適当であると考えます。

①については、小規模校同士、小規模校と適正規模校の間では適正化が実現できないため、適切ではないと考えます。

③については、小学校では、学校や地域の希望がある時は、小規模特認校制度を取り入れることは有効な手段であり、子どもたちの多様性や学習ニーズへの対応という観点から、少人数ならではの個別最適な指導や、地域の特色を生かした教育をおこなうことは、玉野市の学校教育の活性化につながる可能性があると考えます。

(3) 適正配置の基本的な考え方

① 学校配置についての考え方

学校の配置については、児童生徒の通学条件、つまり児童生徒の通学における負担や安全面から考慮することが必要であることから、通学距離及び通学時間など通学の条件を目安として考える必要があります。

② 通学の現状

本市では、大部分の児童生徒は徒歩で通学していますが、一部の小学校では、通学距離と安全面を考慮し、バス通学を許可したり、中学校では、自転車通学を許可したりしています。

【バス通学許可範囲】

第二日比小学校	日比6丁目、渋川1～3丁目
荘内小学校	東紅陽台1～2丁目、東高崎、永井※、滝※ ※はバス路線廃止のためシート利用

【自転車通学許可範囲】

中学校	各学校の実情による
-----	-----------

③ 国が定める標準的な通学距離及び通学時間

(ア) 通学距離による考え方

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担額に関する法律施行令」第4条において、適正な規模の条件として、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内」とされています。そのため、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

(イ) 通学時間による考え方

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、通学時間の考え方について、次のとおり示されています。

「適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について『おおむね1時間以内』を一応の目安としたうえで、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することも適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。」

④ 玉野市における望ましい通学距離・通学時間

国の手引では、小学校は4km以内、中学校は6km以内とされていますが、子どもが歩く距離としては、長すぎると考えます。また、猛暑やゲリラ豪雨などの気象状況や、野生動物との遭遇等、登下校中の様々な課題を考慮し、保護者が安心して我が子を学校に通わせることができる環境の確保が必要であると考えます。

以上のことから、本検討委員会としては、徒歩で通学する距離の目安は、小学校・中学校共に片道概ね2km以内がよいと考えます。

また、片道2km以上については、バス通学や自転車通学（中学校のみ）を選択できるようにすることが望ましいと考えます。

加えて、学区内のどこから通学しても、通学時間が概ね30分程度となるように学校の適正配置を求めます。

(4) 具体案について

① 小学校の統合について

本市の小学校については、目指すべき学校規模である12学級以上（1学年2学級以上）となるように、統合を行うことが望ましいと考えます。

12学級以上の学校は、現在、「田井小学校」、「荘内小学校」の2校であり、その他の学校は、12学級を下回っています。小規模校の複式学級は解消しつつ、上記2校以外の学校は、適正規模となるよう統合することが望ましいと考えます。

本検討委員会としては、地域によっては、今の小学校区の区域割りにとらわれず、距離の近い小学校区を指定するなどの柔軟な対応を行うことが望ましいと考えます。

また、小学校を統合する場合には、学級数や児童数だけでなく、通学区域、通学距離、通学経路、学校施設の状況などについて総合的な検討を行う必要があると考えます。

② 小学校統合の時期

児童数の推移を注視し、複式学級化が見込まれる時点で、保護者や地域との協議や準備期間を十分確保しつつ、現時点では、令和10年度を目途に統合準備に着手することが望ましいと考えます。（参照：資料編(5)児童生徒数の推移）

③ 中学校の統合について

本市の中学校については、目指すべき学校規模である9学級以上（1学年3学級以上）の学校は、現在、「宇野中学校」、「荘内中学校」の2校であり、その他の学校は9学級を下回っています。本検討委員会としては、1学年3学級以上となるように統合を行うことが望ましいと考えます。

④ 中学校統合の時期

現状の生徒数や今後の生徒数の推計を考慮すると、「適正規模・適正配置計画」が完成した後、令和9年4月の統合を目指し、速やかに市内全体一斉に統合準備に着手することが望ましいと考えます。

なお、早期に対応が必要な地域の学校については、計画策定後、直ちに統合準備に着手する必要があると考えます。

7 学校規模等の適正化（統合等）に伴う留意点

本検討委員会は、子どもの教育環境に視点を置いた答申を求められていますが、適正規模化の推進は、児童生徒・保護者や地域住民をはじめ、多くの関係者に様々な影響を及ぼすことを踏まえ、適正規模化に向けて取り組む上での附帯意見を整理しましたので、次の事項について適切な対応を要望します。

特に、少子化する現状において、中・長期的な視点で、いかに魅力ある玉野市の教育・学校づくりを創造していくのかという視点を忘れず進めていくことを求めます。

(1) 児童生徒にとっての環境変化への対応

- ① 統合等に先立って、学校行事等において関係校の児童生徒同士の交流を行うこと。
- ② 統合等に先立って、学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針・基準等について関係校間で調整を行うこと。
- ③ 統合等に関係する学校に在籍していた教員を一定数配置するとともに、必要に応じて教員の加配を行うこと。
- ④ より手厚い指導体制を整えるため、市費による加配教員の配置を行うこと。
- ⑤ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しては、統合等の前後で一貫した支援等を行うため、「個別的教育支援計画」等を確実に引き継ぐなど、一層きめ細やかな配慮を心がけること。
- ⑥ 指定学校変更の制度は今までどおり残し、基準を緩やかにすること。
また、小規模校を希望する場合の基準を新たに整備すること。

(2) 通学条件（通学距離・時間）への配慮

- ① バス通学をする児童生徒については、保護者への経費負担は求めないこと。
- ② 現在、市内の小学校の一部地域において、路線バスを利用し、バス通学をしている児童がいるが、統合等により新たにバス通学をする児童生徒と同様に、保護者へ経費負担を求めないこと。
- ③ 必要に応じて、保護者の送迎についても許可し、安全な乗降場所を確保すること。
- ④ 保護者の負担軽減のため、バス通学者へＩＣカードを活用した乗降車管理を導入すること。

(3) 通学路の安全確保に関する対応

- ① 統合等に伴い新たに通学路を設定する際には、学校及び保護者、地域と十分協議・点検を行った上で安全な経路を設定するとともに、定期的な安全点検を実施し、要注意箇所の把握・周知を徹底すること。
- ② 地域と連携し、統合後の校区全体で児童生徒の登下校を見守る体制を整備すること。
- ③ 必要に応じて、道路管理局や警察等と連携し、スクールゾーンの再設定を行うとともに、カーブミラー、街灯、横断歩道や信号機等の整備を行うこと。

(4) 施設・設備面の充実

- ① 再編後、当面の間、既存校舎を使用することについては、理解するものであるが、同時に、子どもたちの安全・安心な学習環境を確保するため、新たな校舎の建設に向け、将来的な学校の位置の検討に速やかに着手すること。
- ② バリアフリー化、ＩＣＴ機器の整備、社会教育施設との複合化など、新しい時代の学びを支える創造的な教育環境の実現を図ること。
- ③ 統合等により廃止される学校についても、統合までの間は必要な整備を行うこと。
- ④ 統合等に際し、当面の間、使用する既存施設についても、児童生徒の安全安心な学校生活が送れるように、計画的な修繕整備を行うとともに、設備の充実を図ることができるよう十分な予算の確保を行うこと。

(5) 教育予算の充実

市立学校の維持管理に必要とされる財源の多さについては、玉野市の限られた財源の中において大きな課題となっており、そのため学校の適正規模化による再編により、教育予算の効率的で効果的な使い方について、真剣に考えざるを得ない状況であることはある程度理解するものである。

しかしながら、子どもたちは、玉野市の将来を担う「宝」である。教育問題は、学校だけの取り組みにとどまらず、家庭や地域を巻き込んで、大人世代の誰もが「我が事」として真剣に考え、対応しなければならない問題である。その上でも、先に述べた施設・設備の充実はもとより、統合等によって学校数が減少しても、市全体の予算に係る教育費の割合を減少させることなく、教育に必要な予算措置については、今後も特段の配慮を求める。

(6) 保護者への環境変化・経済的負担への配慮

- ① 統合等については、可能な限り早い時期に保護者への情報提供を行うこと。
- ② 統合等に先立って、学校行事等において、関係校の保護者同士の交流を行うこと。
- ③ 統合等に伴う、制服や体操服、教材等の新たな物品等の購入については、保護者への経済的負担に配慮し、統合前の学校で使用していた物を活用できるようにし、新たな物品等の購入を強要しないこと。中学校の制服が市内である程度統一されているように、できれば、小学校の制服についても、市内での統一を進めていくこと。

(7) 地域との関係の希薄化を防ぐ工夫

- ① 統合等に伴い、地域から学校がなくなることにより、学校や児童生徒と地域との関係が希薄化しないように、各地区の行事と連携した学校行事を計画するなど、地域と連携して地域に密着した学校運営に取り組むこと。
- ② 各地区のニーズを学校運営に反映できるよう、学校運営協議会委員等を各地区から選出するなどの工夫を検討すること。
- ③ 統合等により、関係するコミュニティ同士が変化に対応できるように財政的な市の支援を行うこと。

(8) 地域の拠点機能の継承

- ① 統合等により廃校となる学校施設の活用については、迅速かつ慎重に活用方法を検討すること。
- ② 地域の防災機能としての観点からも、地域との連携を図りながら検討すること。

(9) 適正規模化の進め方

- ① 教育委員会は、関係者への広報活動や情報提供を通して、意識の啓発を行うこと。
- ② 統合等の準備については、学校、行政のみならず、保護者や地域住民等による協議体において十分な協議をし、合意形成を図ること。その際、「教育的な視点」を第一において議論をする姿勢を大事にすること。
- ③ 統合の際には、学校名を新しく命名し、新たな学校という意識が芽生えるようにすること。
- ④ 児童生徒数の動向や教育環境の変化、国の施策の大幅な変更、社会情勢の変化等に応じて、適宜、計画の見直しを行いながら推進をすること。

(10) 少子化に対応した魅力ある教育の創造にむけて

- ① 再編後の学校においては、学区を構成する地域が変化（拡大）する。児童生徒が新しい地域の伝統や文化、人材など、その地域の持つ教育力を生かすようなカリキュラム開発に取り組むこと。
- ② それまでの学校でおこなってきた特色ある教育や地域学習等をどのように受け継いでいくのかを十分検討すること。その際、地域の多様な伝統・慣習や文化、地域の学校への思いや愛着、誇り等にも配慮すること。
- ③ 適正規模化を進めていったとしても、小規模校や複式学級の良さを取り入れた指導方法の実施や、体制づくりを行うこと。

おわりに

本検討委員会では、令和4年7月13日に玉野市教育委員会教育長から諮問を受け、計9回にわたり協議を重ねてきました。

協議を行う上では、玉野市の子どもたちがこれからの時代に求められる資質や能力を培うために必要な教育環境を保障することを第一義としながら、さらに保護者や地域の視点も考慮しつつ、委員各位がそれぞれの経験や見識に基づく様々な意見を出し合い、答えのない問題に対して慎重かつ活発な議論を行いました。

全国的に少子化が進む中、玉野市においても児童生徒数の減少は著しく、学校の小規模化は今後更に進むものと予想されます。

諮問内容は、複式学級の解消を前提としたものでしたが、小規模校には小規模校の良さがあり、小規模であることが教育上望ましくないとは必ずしも言えないという意見もあり、そうした思いも踏まえて、玉野市の実情に応じた望ましい学校規模や具体的方策などについて検討を行い、答申に取りまとめました。

なお、協議の過程では、委員各位から様々な意見が出されました。その全てを答申に盛り込むことはできませんでしたが、玉野市教育委員会において、今後、具体的に学校規模及び配置の適正化に取り組むにあたっては、検討委員会における経過や委員各位の意見も十分に踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境の整備に努められるように期待しています。

また、児童生徒数の将来推移や小規模化に伴う諸問題等について、保護者や地域住民に対して丁寧に情報提供をしていただき、その上で、皆が知恵を出し合いながら、学校の適正化について共通理解を深め、それぞれに納得性のある取組を進められていくことを望みます。

最後に、これからも、時代の急速な変化に伴う教育改革の推進や玉野市の人口、児童生徒数の動態などにより、時代に対応した学校規模・配置の適正化に関する議論が必要になると思われます。本答申が、新しい時代における学校づくりに向けて、学校、保護者、地域住民、行政が一体となって真に熟議を重ねる契機となり、玉野市の目指す「豊かな心と確かな学力を身につけ、自分の夢に向かって歩む子どもの育成」に向けた、教育環境および学校教育の一層の充実に繋がりますことを切に願っています。

令和5年 12 月

玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会
委員長 金 川 舞 貴 子

(1) 玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、玉野市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の適正規模及び適正配置について検討し、子どもたちにとってよりよい学校教育環境を整備し、学校教育の質の維持及び向上に取り組むため、玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 市立学校の通学区域に関すること。
- (4) 「玉野市立学校適正規模化計画」の策定に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 検討委員会は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者の代表
- (2) 市立学校長の代表
- (3) 市立保育園長、認定こども園長、幼稚園長の代表
- (4) 地域団体の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による市民
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事務の計画策定の日までとする。

2 委員の退職等により欠員が生じた場合は速やかに補充し、補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 検討委員会の庶務は教育委員会教育総務課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関わる必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（特例措置）

2 この要綱の施行日以後最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

（要綱の失効）

3 この要綱は、検討委員会が解散した日の翌日にその効力を失う。

(2) 玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会 委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属・職名	区分
1	金川舞貴子	岡山大学学術研究院教育学域・准教授	学識経験者
2	中島 正人	宇野中学校区PTA	保護者代表
3	木津 直美	玉中学校区PTA	
4	森 幸絵	日比中学校区PTA	
5	大内雄一郎	山田中学校区PTA	
6	西宇可奈子	荘内中学校区PTA	
7	兼松 勲	八浜中学校区PTA	
8	今井 克則	東児中学校区PTA	
9	木村 俊一	小学校長会・校長	学校長の代表
10	栗林太一郎	中学校長会・校長	
11	諏訪 祐子	幼稚園長・園長	幼稚園長の代表
12	濱松 正江	保育協議会・園長	保育園長の代表
13	三浦 康男	玉野市立コミュニティ協議会・副会長	地域団体の代表
14	浅浪 康延	—	公募市民
15	近藤 奈々	—	

(3) 諮 問 書

玉教総第 157 号
令和 4 年 7 月 13 日

玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会 委員長 様

玉野市教育委員会
教育長 妹尾 均

玉野市立学校適正規模・適正配置等について（諮問）

玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱第 2 条の規程により、下記事項について検討のうえ、答申いただきますようお願いいたします。

記

1. 玉野市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
2. 玉野市立小中学校の適正規模・適正配置の具体的方策について

諮問理由

本市の児童生徒数は、昭和 57 年度（ピーク時）の 11,575 人から、令和 2 年度では 3,563 人と、およそ 40 年間で 1/3 以下にまで減少しています。また、住民基本台帳を基にした推計によると、今後 20 年間のうちに小学校 14 校中 9 校で複式化、中学校 7 校中 5 校で 1 学年 1 学級化することが想定されています。

学校教育では、児童・生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し、切磋琢磨しながら児童・生徒一人ひとりが資質、能力を伸ばしていくことが重要であり、そのためには一定数以上の児童・生徒が在籍する学校規模が確保されることが必要です。

これらの状況を踏まえ、本市においては、複式学級の解消を図りつつ、今後の教育環境の変化等も考慮しながら、教育活動のより一層の活性化を目指した将来計画の策定を計画しています。

つきましては、将来を見据えた玉野市立小中学校の適正規模・適正配置等について、教育的視点から答申いただきますようお願い申し上げます。

(4) 玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会 検討経過

開催日時	審議内容
令和4年 7月13日（水） 15：00～17：00	＜第1回会議＞ ・ 諮問 ・ 玉野市立学校の現状と課題について ・ 地域説明会について ・ アンケート調査について
令和4年11月24日（木） 15：00～17：00	＜第2回会議＞ ・ 地域説明会について ・ アンケート結果（速報値）について
令和5年 1月31日（火） 8：45～12：30 令和5年 2月 2日（木） 8：45～12：30	＜学校視察＞ ・ 小学校視察（田井小学校、後閑小学校、荘内小学校、日比小学校）
令和5年 2月10日（金） 15：00～17：00	＜第3回会議＞ ・ 今後の議論の進め方について ・ 玉野市の教育について ・ アンケート分析について
令和5年 3月15日（水） 8：45～11：30	＜学校視察＞ ・ 中学校視察（宇野中学校、山田中学校）
令和5年 4月26日（水） 15：00～17：00	＜第4回会議＞ ・ 中学校の学校規模について
令和5年 5月11日（木） 13：00～15：30	＜学校視察＞ ・ 中学校視察（荘内中学校）
令和5年 5月29日（月） 15：00～17：00	＜第5回会議＞ ・ 小学校の学校規模について
令和5年 7月10日（月） 15：00～17：00	＜第6回会議＞ ・ 中学校適正規模化の具体的方策について
令和5年 8月 9日（水） 15：00～17：00	＜第7回会議＞ ・ 小学校適正規模化の具体的方策について
令和5年10月 4日（水） 15：00～17：00	＜第8回会議＞ ・ 小学校適正規模化の具体的方策について ・ 通学距離（手段）について ・ 適正規模化の留意点について ・ 答申（素案）について
令和5年11月20日（月） 15：00～18：30	＜第9回会議＞ ・ アンケート調査結果について ・ 答申（案）について
令和5年12月26日（火）	・ 答申

(5)児童生徒数の推移 (令和3年度～令和30年度)

数字上段：児童生徒数 数字下段：学級数

■：1学年1学級 ■：複式学級

(単位 上段：人、下段：学級)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30
田井小	352	368	377	389	391	382	372	352	313	310	294	286	285	281	288	286	284	281	274	273	270	266	262	254	251	248	244	241
	12	12	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
築港小	183	175	189	175	156	142	125	125	105	102	102	98	95	86	84	81	77	74	71	68	64	60	57	54	51	49	47	46
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
宇野小	86	81	82	86	89	93	93	89	82	77	69	64	65	67	65	62	59	57	58	56	53	50	47	48	47	46	45	44
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
玉小	126	119	98	96	87	80	68	56	49	42	37	34	32	29	29	27	26	25	24	23	22	21	19	15	13	12	12	12
	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
日比小	110	105	104	104	95	92	82	72	61	52	50	48	46	41	37	35	33	32	27	25	23	21	20	19	17	16	15	14
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
二日比小	99	102	101	98	93	98	91	79	67	56	53	39	37	36	35	34	33	32	25	23	22	21	20	19	17	16	15	14
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
荘内小	772	789	777	741	737	728	683	635	602	609	582	576	581	591	611	597	583	569	571	560	546	532	518	520	509	495	482	470
	24	24	25	24	24	23	22	20	19	19	18	18	18	19	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
大崎小	95	90	93	88	76	65	60	51	56	55	53	55	54	60	51	49	47	45	48	46	43	40	38	43	40	38	35	32
	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	4	5	6	6	5	5	4	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
八浜小	169	175	172	171	164	165	161	142	139	130	126	120	118	130	132	128	124	120	126	124	120	116	112	114	112	108	105	101
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
山田小	75	72	64	64	64	61	53	48	42	39	37	34	34	37	38	37	36	36	36	34	32	30	28	25	24	24	24	24
	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
後閑小	30	23	19	20	17	20	18	20	20	19	21	20	19	18	18	18	18	18	18	18	17	16	15	13	13	12	12	12
	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
鉾立小	69	59	52	45	45	39	30	25	23	22	20	16	16	16	16	15	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	6	6	5	5	5	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
胸上小	81	86	85	86	82	75	73	64	54	48	45	45	41	40	40	38	36	34	31	30	30	30	30	30	29	28	27	25
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30
宇野中	323	288	296	296	314	330	342	333	342	321	322	283	278	258	243	244	240	240	234	228	224	221	218	213	208	203	199	194
	10	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	9	9	9	8	8	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	134	131	140	112	101	89	91	89	91	91	87	82	70	58	49	49	49	50	47	45	43	42	42	36	36	35	34	32
玉中	5	5	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	155	149	118	106	103	100	98	103	105	99	79	66	55	49	48	45	42	39	33	33	31	29	26	24	24	22	20	18
	6	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
荘内中	383	384	384	396	399	382	385	399	395	356	338	333	327	297	269	285	290	316	308	301	297	294	291	283	276	273	270	266
	12	12	12	12	12	12	11	11	11	10	10	10	10	9	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	134	135	133	131	138	142	136	133	123	123	107	107	98	86	88	90	99	96	93	91	90	89	89	85	83	81	80	79
八浜中	6	6	5	5	5	5	6	5	5	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	65	68	68	57	44	38	45	44	45	39	37	36	32	31	26	27	30	32	27	27	27	27	26	21	21	21	21	21
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
山田中	78	82	74	72	65	69	71	76	68	60	51	46	43	38	31	27	26	28	25	24	24	24	24	22	20	19	18	18
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

※R3～R5は4月1日の住民基本台帳のデータによる。

※R6以降は、H30、R5の住民基本台帳のデータを基にコーナート変換率法により人口の推移を推計した。

推計に支障のある特異値は補正した。(幹立小)